

○「令和 7 年 3 月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械工事等の労務単価について」の運用に係る特例措置について

令和 7 年 2 月 21 日 6 農振第 2565 号

農村振興局長から各地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長あて

(国土交通省北海道開発局及び北海道知事は参考送付)

「令和 7 年 3 月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械工事等の労務単価について」（令和 7 年 2 月 21 日付け 6 農振第 2564 号農林水産省農村振興局長通知）により令和 7 年 3 月から適用する各職種の技術者基準日額及び労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定された。

調査設計業務等においては、「令和 6 年 3 月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械工事等の労務単価について」（令和 6 年 2 月 22 日付け 5 農振第 2814 号農林水産省農村振興局長通知）（以下、「令和 5 年度通知」という。）により令和 6 年 3 月から適用した技術者基準日額（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で 5.7 パーセント上昇したところである。

また、施設機械工事等においては、令和 5 年度通知により令和 6 年 3 月から適用した労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で 5.9 パーセント上昇したところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては、貴職から参考までに送付するとともに、県知事への送付に当たっては、関係市町村等に対する送付の依頼をされたい。

記

第 1 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第 2 に定める測量・建設コンサルタント業務等の受注者は、「建設工事に係る設計等業務の請負契約書について」（平成 8 年 2 月 23 日付け 8 地第 113 号農林水産省大臣官房地方課長通知）第 58 条に基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更す

るための請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

また、第2に定める施設機械工事等の受注者は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）別紙工事請負契約書第62条の規定に基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

第2 具体的な取扱い

- (1) 令和7年3月1日以降に契約を締結する測量・建設コンサルタント業務等、施設機械工事等のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和7年2月28日以前に契約を締結した施設機械工事等のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け25経第1077号大臣官房経理課長通知）記1．（1）及び2．から8．まで（4．（3）を除く。）の規定を準用するものとする。

第3 その他

落札者決定通知後の測量・建設コンサルタント業務等、施設機械工事等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の測量・建設コンサルタント業務等、施設機械工事等にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。